

働き方改革は賃金や労働時間だけではありません

従業員様やそのご家族様に喜ばれる福利厚生をご用意しませんか？



最近、身内に不幸があった

→相続手続（葬儀後の手続一切）承ります

ex)財産調査、遺産分割、
預貯金の解約、遺言書の検認、
自動車・不動産等の名義変更



相続を争続にしたくない

→遺言作成サポート致します

自筆証書遺言・公正証書遺言
どちらの作成もサポート致します
(公証役場での立会もさせていただきます)

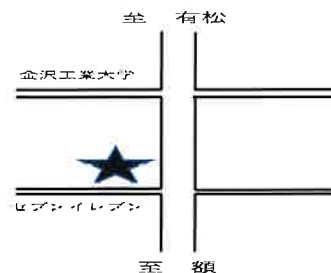


子供達に相続税の 心配をさせたくない

→生前贈与サポート致します

その他、生命保険を活用した
相続対策等もご提案させていただきます

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL : (076) 227-8019
FAX : (076) 227-8061



身近な法律相談

誰に相談すればいいかわからないようなご相談も承ります



結婚時に財産に関して

取り決めをしたい

→結婚契約書の作成承ります



親の代理で法律行為をしたい

→成年後見等の申立承ります

成年後見人への就任等も承っております

家族信託の活用もご提案させていただきます

その他、どのようなご相談でも承ります

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士

久田事務所

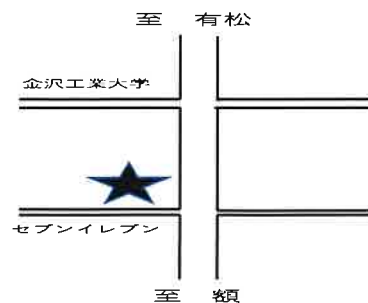
〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061



✉ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>